

医療安全管理規程

【目的】

第1条 この規程は、独立行政法人国立病院機構山口宇部医療センター（以下「当院」という）において適切な医療安全管理のために必要な事項を定め、これを推進し、患者に安全な医療の提供に資することを目的とする。

【医療安全管理のための基本的考え方】

第2条 医療安全は、医療の質に関わる重要な課題であり、安全な医療の提供は医療の基本となるものである。当院及び職員一人一人が医療安全の必要性・重要性を施設及び自分自身の課題と認識し、医療安全対策の確立を図り安全な医療の遂行を徹底することがもつとも重要である。このため、当院は「独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という）における医療安全管理のための指針」を活用して医療安全管理委員会及び医療安全管理室を設置して医療安全管理体制を確立するとともに、当院関係者の協議のもとに、医療安全管理マニュアル（以下「マニュアル」）、インシデントレポートマニュアルを作成する。またインシデント事例及び医療事故の分析評価並びにマニュアル等の定期的な見直しを行い、得られた結果、情報及び対策を迅速に院内の職員に周知徹底することにより、医療安全管理の強化充実を図る。

【医療安全管理規程の患者等に対する閲覧について】

第3条 医療安全管理規程については、患者及び家族等に対して、その閲覧に供することを原則とし、外来総合案内に備え付け、各患者等が容易に閲覧できるようにする。

【職員の責務】

第11条 職員は、業務の遂行に当たっては、常日頃から患者への医療、看護等の実施、医療機器の取扱いなどに当たって安全な医療を行うよう細心の注意を払わなければならない。

【患者相談窓口の設置】

第12条 患者等からの苦情、相談に応じられる体制を確保するために、院内に患者相談窓口を設置する。

- 2 患者相談窓口の活動の趣旨、設置場所、担当者及びその責任者、対応時間等について、院内に掲示する。
- 3 患者窓口の活動に関し、相談に対応する職員、相談後の取り扱い、相談情報の秘密保護、管理者への報告等に関する規程を別に定める。
- 4 相談により、患者や家族等が不利益を受けないよう適切な配慮を行う。
- 5 苦情や相談で医療安全に関わるものについては、医療安全管理室に報告し、安全対策の見直し等に活用する。